

正解

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(3)	(5)	(5)	(5)	(3)	(4)	(2)	(3)	(2)	(3)

1 憲法の基本原理 正解 (3)

- (1) 正しい。 憲法前文は、本文とともに憲法典の一部を構成し、本文と同様、憲法上の国家の諸機関それらの作用に対して多かれ少なかれ拘束力を有する。また、前文は、憲法本文若しくは法律の解釈基準となり得るものである。この限りで法的な意味をもっている。ただし、憲法前文がそれ自身直接に具体的な争訟に適用され、裁判所によって執行される法規範としての性格（裁判規範性）を有するかについては、否定する考え方が現在の通説である。
- (2) 正しい。 憲法前文は、第1段で「ここに主権が国民に存することを宣言し」と国民主権の原理を明らかにしている。
- (3) 誤り。 基本的人権が、「基本的」と呼ばれるのは、単に形式的に法的保障があるからではなくて、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間であるという事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利であり、つまり生来の不可侵で不可譲の権利であると考えられるからである。したがって、基本的人権を「国家が国民のために作った権利である」とする枝文は誤りである。
- (4) 正しい。 憲法の基本原則が平和主義と国際協調主義にあることは、日本国憲法の大きな特色であるが、前文は、これを繰り返して詳しく宣言している。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。日本国憲法は、41条で立法権が国会に帰属し、76条では司法権が裁判所に帰属するとし、また、65条では行政権が内閣に帰属するとして、権力分立制を採用している。

2 人権の享有主体 正解 (5)

- (1) 正しい。 基本的人権の総則的規定である憲法11条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と規定している。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。例えば、特定の政党に加入する自由（憲法21条）、外国移住の自由・国籍離脱の自由（憲法22条）等は、天皇の象徴たる地位（憲法1条）から認められない。
- (3) 正しい。 未成年者は成年者と違って成熟した判断能力を有しないことから、成年者とは異なった制約を受ける場合がある。例えば、未成年者には選挙権が与えられていない（憲法15条3項）。

- (4) 正しい。日本国憲法が前国家的な権利である人権を保障し、また、国際協調主義に基づいていることなどから、権利の性質上日本国民のみをその対象としているものを除き、外国人にも人権享有主体性が認められる（最大判昭 53・10・4 マクリーン事件判決）。
- (5) 誤り。現代社会における法人その他の団体の果たす役割の重要性から、性質上可能な限り、法人にも人権享有主体性が認められる。判例も、法人の政治活動の自由について、法人の人権享有主体性を肯定している（最大判昭 45・6・24）。

3 警察上の即時強制 正解 (5)

- (1) 正しい。警察上の即時強制は、義務の履行を強制するためではなく、目前に急迫した警察上の障害を除く必要上、緊急やむを得ない場合に限り行われるものであり、直接に私人の身体又は財産に実力を加える作用であるから、法治主義の下、必ず法律の根拠に基づかななくてはならない。
- (2) 正しい。即時強制の手段・方法は、法律の根拠に基づき、法律の要件に従い、適法、妥当なものでなければならない。適法、妥当な場合は、違法性は阻却され、相手方の権利利益を侵害しても、国家賠償の請求を受けない。
- (3) 正しい。警察上の即時強制は、国民の身体・財産に対して重大な制限を加えるものであるから、基本的人権尊重の見地から、必要最小限度の範囲で用いられるべきであり、濫用してはならない。
- (4) 正しい。警察法規が定める即時強制のうち、身体に対する強制としては、保護（警職法 3 条）、制止（警職法 5 条）等があり、財産に対する強制としては、道路交通法の違法駐車車両の移動（道交法 51 条）等がある。
- (5) 誤り。警察上の即時強制とは、警察上の義務の履行を強制するためではなく、目前急迫の障害を除く必要上義務を命ずるいとまのない場合、又は事柄の性質上義務を命ずることによってはその目的を達することができない場合に、直接、国民の身体又は財産に実力を加え、警察上必要な状態を実現する作用をいう。したがって、即時強制は、義務の存在することを前提とせず、義務履行とは関係なく強制手段として行うものである。

4 警職法 2 条の職務質問 正解 (5)

- (1) 正しい。職務質問の対象となる者は、不審な点があることから職務質問の対象となる者（不審者）と、証人的立場の者とに分けられる（警職法 2 条 1 項）。
- (2) 正しい。質問のための停止は、動いている者を停止させる活動と質問を開始した後立ち去ろうとする者をその場に引き止める活動の双方を含む。質問を行うには停止を求めることが必要であり、枝文のような形態が通常である。
- (3) 正しい。停止を拒否した者への説得として、どの程度の行為をなし得るかにつ

いては、職務質問の必要性の程度に応じ、個々の事案ごとに判断されるが、必要性の高い場合には一定限度の実力の行使も認められる。判例は、停止要求に応じず立ち去ろうとする者の肩に手を掛ける行為等を適法としている。

- (4) 正しい。 犯罪の予防あるいは捜査の端緒の取得目的で行われる場合はもとより、犯罪捜査の一環として行われる場合であっても、不審点の解明等の範囲で行われる限り、刑事訴訟法上の被疑者の取調べではないから、不審者に対し刑事訴訟法 198 条の供述拒否権を告知する必要はない。
- (5) 誤り。 交番等へ同行を求めることができるのは、「その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合」（警職法 2 条 2 項）である。枝文の場合はこの要件に当たらず、同行要求することはできない。

5 刑法の場所的適用範囲

正解（3）

- (1) 正しい。 刑法 1 条 2 項は、国外を通行中の自国の船舶又は航空機内で行われた犯罪について、自国の刑法を適用するという「属地主義」を補充する「旗国主義」を定めたものである。枝文の場合、刑法 1 条 1 項の国内犯として、日本の刑法を適用することができる。
- (2) 正しい。 刑法 2 条は、「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。」として、「保護主義」について定めている。刑法 2 条 6 号は有価証券偽造罪を掲げているので、日本の刑法が適用される。
- (3) 誤り。 刑法 3 条の 2 は、「この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。」と定めている。これは、我が国の刑法が、日本国外において日本国民に対して殺人、誘拐、強盗等の一定の重大な犯罪を行った日本国民以外の者（外国人）にも適用されることを定めたものである。恐喝罪については、刑法 3 条の 2 に掲げられていないので、日本の刑法を適用することはできない。
- (4) 正しい。 刑法 3 条の 2 第 2 号は国民以外の者の国外犯について定め、外国人が国外において日本国民に対して殺人の罪を犯し未遂に終わった場合にも、日本の刑法が適用されるとしている。
- (5) 正しい。 刑法 3 条の 2 第 1 号は、国民以外の者による国外犯として、強姦罪を掲げているので、日本の刑法を適用することができる。

6 文書偽造の罪

正解（4）

- (1) 正しい。 文書の偽造については、①主体が文書の作成権限を有しない者であること、②他人の名義を冒用することを必要とする。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。外国人登録証明書は、市町村が外国人の居住・身分関

係を明確にするために発行する公文書であり、自動車運転免許証は、公安委員会が運転の許可を得ていることを証する公文書である。

- (3) 正しい。代理形式の文書に表示された意思・観念の効果は、代理人ではなく本人に帰属するものであるから、文書の名義人は本人であり、枝文の場合、私文書偽造罪が成立する（最決昭45・9・4）。
- (4) 誤り。文書の性質上、その名義人自身による作成だけが予定されているものについては、あらかじめ他人の同意を得ていたとしても、その他人の氏名を用いて署名する行為は、私文書偽造罪（刑法159条1項）に当たる（最判昭56・4・8）。
- (5) 正しい。一見してすぐに架空人・虚無人と分かる場合を除き、名義人は実在することを要しない（最判昭28・11・13）。

7 住居侵入等罪

正解（2）

- (1) 正しい。住居は、「日常生活に使用するために人が占居する場所」であれば、人の看守があると否とを問わない。人の看守を必要とするのは、邸宅・建造物・艦船の場合である。
- (2) 誤り。住居とは、「日常生活に使用するために人が占居する場所」をいう。交番等の寝具・水道・ガス等の各種設備は交代勤務の待機・休憩のためのものであるから、交番の休憩室は住居に当たらない。
- (3) 正しい。住居侵入罪については、建物自体のみならず、それに付属する囲繞地もその客体に含まれる。囲繞地とは、垣根、塀、門のように建物の周囲を囲む土地の境界を画する設備が施され、建物の付属地として建物利用に供されることが明示されている土地をいう（最判昭51・3・4）。
- (4) 正しい。人糞を投げ込む目的をもって税務署庁舎内に立ち入る行為は、庁舎管理者の承諾の限度を超えて人の看守する建造物に侵入しているので、建造物侵入罪が成立する（最判昭34・7・24）。
- (5) 正しい。ビルの外壁を登ることによって看守者の管理権を侵害したことは明らかであるから、外壁を登る行為も侵入に当たり、建造物侵入罪が成立する。

8 再逮捕

正解（3）

- (1) 正しい。逮捕された被疑者には身柄拘束期間の上限が規定されているが（刑訴法205条1項等）、同一の被疑事実で自由に再逮捕ができるとすると、逮捕の繰り返しにより、法が厳格に身柄拘束期間を定めたことを無意味にする危険性がある。そこで、ある一つの事実について一人の特定された被疑者を逮捕することができるのは、原則として1回であるという「一罪一逮捕の原則」が認められている。
- (2) 正しい。同一の犯罪事実について、同一の被疑者を逮捕することができるのは原則として1回であるが、逮捕権の濫用とならない限り、2回以上逮捕することも

許される。逮捕後に釈放した被疑者を同一被疑事実で再逮捕するには、それなりの理由が必要であり、再び逮捕しなければならないという「合理的な特別の事情」が存在しなければならない。

- (3) 誤り。 枝文のように逮捕の実質的要件を備えているが逮捕の種別を誤ったにすぎないときは、再び逮捕しなければならないという「合理的な特別の事情」が存在し、再逮捕の必要性が認められるので、同一被疑事実について逮捕状の発付を得て逮捕することができる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。留置の必要がないと認められたため釈放したが、その後、再三の呼び出しに応じず逃亡・罪証隠滅のおそれが生じたような場合には、再び逮捕しなければならないという「合理的な特別の事情」が認められる。
- (5) 正しい。 釈放後に新たに有力な証拠が発見された場合には、再び逮捕しなければならないという「合理的な特別の事情」が認められ、同一被疑事実について再逮捕することができる。

9 準現行犯逮捕の個別的要件

正解(2)

- (1) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 1 号にいう「犯人として追呼されているとき」については、枝文のとおり。追呼の方法は、必ずしも声を出す必要がなく、身振り・手振りで追い掛けている場合でもよい。
- (2) 誤り。 刑訴法 212 条 2 項 3 号にいう「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」とは、被服の破損や返り血が付着している場合など、あくまで犯罪行為そのものによって、身体や被服に外見上明白な証跡を生じている場合をいう。身体の本来的特徴であるアザ、ホクロ等は、犯罪行為そのものにより生じた外見上明白な証跡に当たらない。
- (3) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 2 号にいう贓物等の「所持」とは、現実に身に付けたり、携帯していること、あるいはこれに準じ事実上の支配下にある場合をいう。また、所持は、必ずしも逮捕の瞬間まで継続している必要はなく、逮捕者が、贓物等を所持している者を犯人であると認めた時点において所持していればよい。例えば、逮捕される直前に犯人が贓物を川などに投げ捨てたため、逮捕の時点では犯人が当該物件を所持していなかった場合でもよい。
- (4) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 4 号にいう「誰何」とは、本来「とがめて姓名を問いただす」ことを意味する。誰何行為については、一般的には、警察官が警職法 2 条に基づく職務質問として行うことが多いが、誰何の主体については制限がなく、私人による誰何でもよい。
- (5) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 3 号にいう「凶器」とは、性質上の凶器のみに限らず、用法上の凶器（例えば、包丁や斧等）、すなわち、人を殺傷し得る特性を有するもので社会通念に照らし、危険を抱かせるものも含まれる。

10 弁解の録取

正解（3）

- (1) 正しい。 弁解の機会の付与とは、留置の必要性を検討するために、被疑者に犯罪事実の要旨を告げて、その言い分を聞くことである。言い分、すなわち弁解は、「やっていない」などといった犯罪事実に関するものだけではなく、「逮捕するのは不当だ」などの逮捕に関する弁解・主張を含むと解されている。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 弁解の機会の付与は、逮捕に対する不服の申述の機会を与えることを含むから、直ちに釈放する場合であっても、弁解の機会を与え、弁解録取書を作成しなければならない。犯罪捜査規範も、逮捕した被疑者の引致後、釈放する場合、弁解の機会を与え、弁解録取書を作成しなければならないと規定している（犯捜規範 130 条 1 項 3 号）。
- (4) 正しい。 弁解付与の手続は、専ら被疑者を留置する必要があるかどうかを判断するために行われるものであって、刑訴法 198 条に規定する被疑者の取調べではない。したがって、弁解の機会においては、犯罪事実の要旨を告げれば十分であり、供述拒否権を告げる必要はない（最判昭 27・3・27）。
- (5) 正しい。 外国人であっても、引致後の刑訴法上の手続は日本人と異なるところはなく、直ちに弁解録取書を作成しなければならない。犯罪捜査規範 233 条 1 項は、「外国人であって日本語が通じないものに対し、当該外国人の理解する言語に通じた警察官以外の警察官が取調べその他捜査のため必要な措置を行う場合においては、通訳人を介してこれを行うものとする。」と定めている。